

## 都道府県士会規程

(目的)

第1条 当法人は、定款第3条の目的を達成するとともに、地域における活動を推進するために、都道府県に士会を置くことができる。

(地域職能組織の都道府県士会への登録)

第2条 都道府県の地域職能組織は所定の登録申込書を提出し理事会の承認を経て、当法人の都道府県士会になることができる。承認の条件は以下のとおりである。

(1) 正会員は有資格者であること

(2) その地域(都道府県)の有資格者の6割以上を組織していること、もしくは当該都道府県で唯一の職能団体であり、地域職能組織代表者会議に出席していること(新規結成組織では準備会を含めた活動実績をもって地域職能組織代表者会議への実績にかえることができる)

(3) 規約・会則が当法人の定款に記載されている目的に矛盾しない範囲のものであること

2 都道府県士会は、新入会員に当法人への入会を勧め、また当法人は新入会員に対して、居住あるいは勤務する都道府県士会への入会を勧めるように努める。

3 都道府県士会は、一般社団法人日本言語聴覚士協会の名称を冠することができる。

4 都道府県士会は、当法人が認める活動を行う場合には活動費の補助を受けることができる。

(都道府県士会協議会)

第3条 都道府県士会協議会は、都道府県士会から選出された代表者である当法人正会員の参加により構成される。

2 都道府県士会協議会は、理事会より依頼された事項を協議し、また理事会に意見をあげることができる。

3 都道府県士会協議会は、年2回以上開催する。そのうち1回は定時社員総会時に開催する。

4 都道府県士会協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(改 廃)

第4条 この規程は理事会の議決を経て変更することができる。

付 則 この規程は平成21年11月7日より施行する。